

平成26年3月28日

占冠村長 中 村 博 様

占冠村立自然公園審議会
会長 山 本 敬 介

赤岩青巖峡エリアの活用方法とその方向性（振興方策）について
（最 終 答 申）

占冠村立自然公園条例第10条第2項の規定に基づき、平成25年2月19日に諮問があり、平成25年3月29日に第1次答申を行いました。その答申において将来の方向性（振興方策）は継続審議すべきものと決定し、その後村において必要な予算措置が行われました。2カ年度にわたり、審議会を4回、現地調査を1回開催して、諮問内容に基づき調査審議しましたので、別添のとおり答申します。

今後においては本答申を尊重し、赤岩青巖峡エリアの活用とその振興がより一層図られますよう要望いたします。

赤岩青巖峽エリアの活用方法とその方向性（振興方策）について

（ 最 終 答 申 ）

平成26年3月

占冠村立自然公園審議会

< 目 次 >

1	自然公園とはどうあるべきか・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	赤岩エリア用地の活用とそのあり方について・・・・・・・・	5
3	今後の管理体制について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	エリアの活用方法と将来へ向けた方向性（振興方策）について	
	（1）復活した遊歩道を活かす取り組みなど・・・・・・・・	7
	（2）自然環境の保護管理・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	（3）現状をもう1歩前に進めるために・・・・・・・・	9
5	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	10

【参考資料】

・ 占冠村立自然公園審議会委員名簿・・・・・・・・	11
・ 諮問文（平成25年2月19日）・・・・・・・・	12
・ 第1次答申（平成25年3月29日）・・・・・・・・	13～14

審議会各委員から出された特徴的な意見や提案をもとに、各項目にわたり以下のとおり具申します。なお、その方向性（振興方策）については、本文中に記載していますが、本文中に記載できなかった事項などは、参考意見として末尾に掲載しました。

1 自然公園とはどうあるべきか

赤岩青巖峡は、村内一の景勝地であり、その魅力あふれる自然環境は、将来にわたり次世代へ継承していかなければならない村の貴重な財産です。村民が求める村立自然公園とはどのようなものであるか、各委員の意見をもとに協議を行いました。

自然豊かな赤岩青巖峡は、赤い岩や青い岩など地球の成り立ちにまでさかのぼり、その歴史はとても意義深く、鶴川流域も含めて貴重な財産、宝であると言えます。

現在ロッククライミングを行うクライマーが多く利用している実態にありますが、イメージすべき公園の姿は、クライミングを行う人も行わない人も、老若男女を問わず、誰もが楽しそうだなとイメージできる場所、そして精神的なゆとりや癒し、自然に親しみ、人々が集い交流できる場所であることが、村立自然公園のあるべき姿に他なりません。

村立自然公園の現状を考えた時に、必ずしも前述した状況とはなっておらず、もっと一般の人が気軽に利用できる状況へ改善していくことが必要です。

短期的には、行ってみたいと思える場所で、行ったときに駐車場があり、トイレがあり、誰もが楽しめるエリアとなるよう将来に向けて計画的に整備をしていく必要があります。

また、公園でありながら、エリアを紹介する表示板や標識がなく、食事やくつろげるスペースがないため、今後の整備や工夫が求められています。

今後整備を行うに当たっては、自然環境への負荷を最小限にとどめることを念頭に、倒木処理などの安全対策を行いながら、誰もが安心して楽しめるエリアとなるよう進めていくことが大切です。

<参考意見>

- ・公園として、保育所の遠足コースに出来るような場所が望ましい。
- ・散策路には環境に配慮した木の名札などがあり、学ぶことができる。
- ・散策路をいかに地域住民が利用するかが重要である。
- ・日本100岩場の中で赤岩青巖峡は、北海道を代表する一番メジャーなエリアである。
- ・標識や表示など対外的にわかりやすくしていく必要がある。

2 赤岩エリア用地の活用とそのあり方について

平成22年度より使用許可により用地の使用が認められてきましたが、国における方針変更がなされない限りにおいて、今後も使用許可により利用を継続すべきものと判断します。

使用許可を受けて使用する場合と用地を購入して村の用地となった場合において、国との協議が不要となるメリットがあげられますが、基本的には保安林指定となっているため、整備を行うための手続きとしては、北海道の作業行為等の許可を受けることが必須となります。

用地の使用許可か、購入かの判断については、当面は使用許可により村民の利用を増やしていきながら、将来的には必要な区域に限定した上で、用地を購入することが望ましいとの意見が多く出された一方、現実的には、購入に伴う測量や立木調査など、その費用面に対する村の財政負担も指摘されています。

重要なことは、具体的にそのエリアをどう使っていくのかという将来ビジョンがなければならないこと、加えて誰のためにお金をかけて、誰が認めてくれるのかということを考えていかなければなりません。

今後に向けて、所有者である国との意思疎通を図りつつ、引き続き協議等を通じて国のスタンスを確認していくことが必要となります。

また、事業開始時には認められなかったエリア内での営業行為が可能となる使用許可申請手続きについて、地域振興や村内経済への波及効果、自主財源捻出の観点から国及び管理委託先とも十分協議の上、取り進められたい。

<参考意見>

- ・村の所有か、国の所有かでクライマーとの関係性が変わる。
- ・課題として、測量調査費用など莫大な費用が生じる可能性が高い。
- ・平成25年4月国有林野事業特別会計が一般会計化されたことにより、森林管理局の財産処分に対する考え方は、相当の公共性が認められなければ売り払いはできないとの方向性に転換された。
- ・自然公園のエリアについて、将来的に検討されたい。

3 今後の管理体制について

現在エリア内の管理体制については、その管理を占冠・村づくり観光協会に委託して行っています。管理棟と簡易トイレをレンタルにより期間内のみ調達し、管理人を配置して、「入林許可書と自己責任同意書」の記入の呼びかけを行いながら、利用者数調査を実施しています。

特に管理棟と簡易トイレの設置は、「清掃が行き届いたトイレが完備され、管理人が常駐する安心快適な岩場」として多くのクライマーから高評価を得ており、口コミで広がりを見せています。しかしながら財政的な制約もあり、管理棟及び簡易トイレは景観に配慮された外観とはなっておらず、今後改善の余地が認められます。村としてどこまで管理業務にお金がかかけられるのか、財政当局との調整や補助金獲得等を通じて、現状をさらにもう一歩進めるよう努力されたい。

将来的に維持すべき管理体制についても同様に、ランニングコストがどこまで増加するのかなど、村財政事情により現行体制がそのまま維持できる確証はなく、最低限維持し続けなければならない管理の最低基準を定めておくことが必要であると言えます。

また「環境協力募金」については、基金に積み立てられてきましたが、今後は毎年度管理費へ充当する財源としてその活用が図られるため、管理棟への張り紙等を通じて、その用途について説明責任を果たすとともに、利用者に対する報告や広報活動を通じて、さらなる協力を呼び掛けていくよう努められたい。

エリア内での事故対応や利用者の安全性を確保する観点から、緊急時における通信手段を早急に確立する必要があります。エリア全域において、携帯電話が不通であり、緊急時は赤岩トンネル内に設置された緊急電話しかない現状から、衛星電話の設置等について検討されたい。

駐車場については、旧赤岩橋手前の用地を利用することが見込めるため、手狭感があつた駐車場用地が拡大される見通しとなっています。利用者数の調査漏れも指摘されていることから、管理方法を工夫され、改善を進められたい。

また、紅葉シーズンに訪れる観光客がトンネル出口の赤岩橋を横断し、非常に危険な状態が生じているため、旅行会社やバス会社などの関係者へ要請を行うなど、安全面の強化は喫緊の課題です。

<参考意見>

- ・トイレの設置は、環境保全の観点からも必須であり、将来的には購入することも1つの考え方ではないか。
- ・一例として、太陽光によるバイオトイレ、間伐材を使った管理棟、河川整備を進め、自然体験エリアとしての価値を高めていくことが望ましい。
- ・エリア内の管理点検を行い、景観を損ねるようなものは撤去すべきである。

4 エリアの活用方法と将来へ向けた方向性（振興方策）について

（1）復活した遊歩道を活かす取り組みなど

平成 25 年度に管理委託先である占冠・村づくり観光協会により遊歩道が復元されました。整備後は、近自然セミナーや観光協会・公民館主催のイベントなどが開催され、エリア内において、森の文化を学んだり、フォトツアーや初心者向けの岩場の整備等が図られました。この取り組みは、赤岩の方向性を考えていく上で貴重な取り組みとなり、今後村民が赤岩を利用するための先導的役割を果たしたと言えます。

今後は、村民が自然に親しむ活動等を通じて、赤岩青巖峡を実際に体感してもらう機会をどう提供していくのが重要です。

そのためには、社会教育や生涯学習の場、保育所や学校での活用方法も提案しながら、村民一人ひとりに素晴らしい自然を体験してもらい、その理解を深めていかなければなりません。

また、クライミングスポーツや健康増進を目的にエリアを活用していくことや遊歩道における安全管理がしっかりと確保されていることも安心して訪れることができる要因の一つであると言えます。

<参考意見>

- ・エリア整備や笹刈りなど、お金をかけずにクライマーの協力を得て実施しても良いのではないかと。
- ・クライマー自身が整備作業を行うことで、思い出ができたり地元の人と一緒に作業を行う機会をつくっていくことが大切である。
- ・ローソク岩の展望台を整備してはどうか。
- ・現在 3 割のロープクライマーが赤岩に来ているが、残り 7 割を呼び込むのであれば、ボルダリングも面白いのではないかと。

(2) 自然環境の保護管理

赤岩青巖峡の自然環境を守っていくためには、自然環境を保護する視点を忘れてはなりません。遊歩道の復元が図られ、モニターツアーのロコミ効果なども手伝って、徐々にそのエリアの素晴らしさが村外にも認知されてきています。特に昨年の紅葉時期には、観光バスの立寄りなども多く見られるようになりました。

清潔なトイレやアクセス環境の良さ、見事な紅葉や美しい景観など、利用者が訪れる条件が少しずつ整備される一方で、訪れる人が増えることで自然が破壊される側面があることは否定できません。

今後は、立ち入り禁止場所の厳格化や植生の保護など、自然との共生を最重要課題として位置づけていかなければなりません。

また、その方向性として、悪質な利用者により自然が破壊されたり、マナーが守られない場合は、そのエリアを閉鎖する気構えを常に持って対応しなければ、貴重な自然環境が守られないことを肝に銘じておく必要があります。

現在そこまでの利用者数に到達していないことや道央地区勤労者山岳連盟の清掃登山の状況を見る限り、その多くはマナーを守った優良な利用者といえます。

赤岩青巖峡の美しい花や木に対する盗難防止策や整備時の配慮措置、素晴らしい苔などの自然に対する負荷を軽減させる取り組みもあわせて検討していかなければなりません。

<参考意見>

- ・自然環境保全や歴史的価値に対する専門家の調査や研究が必要である。
- ・冬の赤岩も素晴らしく、雪の上に積もった岩に氷柱が見られることや、日本庭園のような雪のカーブが実に素晴らしい。
- ・旧赤岩橋撤去によりコンクリート剥き出しの橋桁が露出しており、今後緑化など景観への配慮を行う必要がある。
- ・リボルト作業については、JFA（日本フリークライミング協会）が実施しており、今後においても村が調整役を担うことが望ましい。
- ・遊歩道上または脇の素晴らしい苔は、踏まれることによる後退が心配され、保護が必要である。

(3) 現状をもう1歩前に進めるために

これまで述べてきた各項目の意見や提案内容そのものが今後の振興方策につながるものですが、現状を分析し、この3年余にわたる取り組みを生かしたうえで、さらに1歩前進を図るためには、これからも実績を積み上げていく努力を確実に実行していくことが求められています。

これまで実施してきた利用者数調査結果によれば、利用者数の推移は以下のとおりです。

区 分	H 2 3	H 2 4	H 2 5
シーズン利用者数	9 3 0 人	2, 3 7 9 人	2, 6 5 0 人
対前年 (比較)	—	+ 1, 4 4 9 人	+ 2 7 1 人
うちクライマー数 (利用者数に占める割合)	6 3 5 人 (68.3%)	1, 5 7 7 人 (66.3%)	1, 5 4 4 人 (58.3%)
対前年 (比較)	—	+ 9 4 2 人	△ 3 3 人

過去3年間の利用者のうち、約6割～7割はクライマーの利用であり、もっと一般の人が入りやすい状況へと改善を図らなければなりません。クライマーの方々も地域とうまくやっていくために、地域貢献を考えていますが、自分たちからのアプローチが出来兼ねている現状にもあります。

まずは、もっと村民が赤岩へ足を運ぶための環境整備や具体的な取り組みを行いながら、その素晴らしさや良さを実感してもらうことが必要といえます。そのためには、昨年までの取り組みの成果や課題をもとに、小さな取り組みを積み重ねることに努力し、復活した遊歩道を有効的に活用していかなければなりません。

遊歩道や赤岩を説明する自然公園のマップづくりや、木の名前を表示することなど、あまり費用をかけなくても出来る取り組みがあり、創意と工夫をもって知恵を出し合うことで前進を図ることが可能となります。

エリアを紹介する表示板や看板、安全対策費用などは、予算を伴うため、年次計画を立てたうえで実施していくことが求められています。

そのためには、具体的にエリア内をどう使うのかというビジョンの策定が必要であり、自然を守り、観光振興を進めるためにマナーの徹底とルールづくりを進めていくことを提案いたします。

占冠村にとってかけがえのない財産として、まだその取り組みはわずか3年余であり、必要以上に先を急ぐ必要はありません。将来的に自然豊かな赤岩青巖峽を後世に残すことを目標に、大局的判断のもと、行政と現場での意志疎通を図りながらその取り組みを進めてください。

5 おわりに

平成 24 年度～平成 25 年度にかけて占冠村立自然公園審議会が開催され、委員 10 名が委嘱を受けました。現地調査を含めて 5 回の審議会が行われましたが、さまざまな立場で赤岩青巖峽に関わりがある委員構成で、とても有意義な協議の場となりました。

日頃赤岩青巖峽に親しんでいる方から、最近はあまり足を運べていない方など状況は個人により異なりますが、審議会を 1 年間延長して開催をしたことで、現地調査も実施することができました。

赤岩青巖峽が占冠村にとってかけがえのない大きな財産であることを委員全員が改めて確認した意義は大きいものがあり、はじめて村立自然公園審議会の本格的な協議の場であったにもかかわらず、各委員の自由な考え方や主張、討論が行われたことは、村が目指している住民参画の村づくりにつながるものであると考えています。

現段階において、一定の方向性についてはお示ししましたが、赤岩青巖峽における取り組みの進展など、今後においても継続した協議の必要性が求められていますので、村におかれましては、定期的に審議会を開催するなど、予算措置等の配慮をお願いするものです。

昨今の社会情勢の変化など、さまざまな行政課題への対応が求められる中、今後においても住民がもつ議論する力を引き出すべく、審議会や委員会での協議する場を保障し続けていくことが、行政に求められており、住民参画の村づくりを実現していく手法として近道であると言えます。行政だけで方針化するのではなく、住民との協働を通じて見えてくるものがあり、そのことが結果として、村づくりを進めていく原動力となり得るものです。

そうした意味において、このたび占冠村自然公園審議会での審議の場を設けていただいた中村村長に感謝を申し上げますとともに、2 カ年度にわたり熱心にご議論をいただいた審議会委員各位にこの場をお借りしてあらためて厚くお礼申し上げます。

なお、本最終答申書は、委員各位より出された意見や提案を、本文中に集約したものであり、村立自然公園のあり方と赤岩青巖峽の活用方法、将来へ向けた今後の方向性（振興方策）について記したものです。

占冠村自然公園審議会
会長 山本 敬介

自然公園審議会委員名簿

【占冠村立自然公園条例第11条】

(敬称略・順不同)

	氏名	備考
委員長	山本 敬介	
副委員長	細谷 誠	
委員	竹林 利広	
	千代 秀樹	
	長谷川 勘太郎	
	門間 敬行	
	坂東 利則	
	岩谷 健悟	
	千葉 忠司	
	竹内 清孝	

(事務局) 企画商工課商工観光担当

平成25年2月19日

占冠村自然公園審議会会長 様

占冠村長 中 村 博

赤岩青巖峡エリアの活用方法とその方向性（振興方策）について
占冠村立自然公園条例第10条第2項の規定により、次の事項について諮問しますので
ご審議願います。

記

1 諮問事項

占冠村としての赤岩青巖峡エリアの活用方法とその方向性（振興方策）について

- (1) 平成25年度における管理体制と活用方法について
- (2) 平成26年度以降の方向性（振興方策）について

2 諮問期限

平成25年3月末まで

3 諮問理由

今年、赤岩青巖峡のシンボルであった旧赤岩橋が撤去されましたが、今なお村内一の景勝地であり、後世に引き継いでいかなければならない村の貴重な財産です。

道東自動車道が開通し通過型の観光客は減少に転じました。赤岩青巖峡エリアの村全体に占める観光客比率としては高いものではありませんが、来訪者は紅葉をはじめとしてラフティングやロッククライミングなど、自然あふれる赤岩青巖峡の魅力を目的に村を訪れており、まさに「自然体感占冠」のキャッチフレーズを象徴する代表的なエリアです。

村では、平成22年度から平成24年度の3年間にわたり、上川南部森林管理署より赤岩エリア用地の使用許可を受けるとともに、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のご協力をいただきながら、NPO法人占冠・村づくり観光協会に管理業務を委託して入込数把握などの調査事業を実施してまいりました。

上記調査結果をもとに、今後も継続していく必要がある取り組みや新たな活用方法など、村としての方向性（振興方策）に対するご意見等を頂戴し、村の施策へと反映させてまいりたく存じますので、貴審議会の意見を求めます。

平成25年3月29日

占冠村長 中 村 博 様

占冠村立自然公園審議会
会長 山 本 敬 介

赤岩青巖峡エリアの活用方法とその方向性（振興方策）について（答申）

平成25年2月19日付で本審議会に諮問のありました赤岩青巖峡エリアの活用方法とその方向性（振興方策）について、2回の審議会を開催して審議したので、次のとおり意見を付して答申します。

ただし、諮問事項(2)については、下記理由により継続審議すべきとの結論に至ったため、村においては、平成25年度において必要な予算措置を講じられるよう要請します。

記

- ・ 答申書 別添のとおり

別添

占冠村立自然公園審議会 答申書

1 諮問事項

占冠村としての赤岩青巖峡エリアの活用方法とその方向性（振興方策）について

- (1) 平成25年度における管理体制と活用方法について
- (2) 平成26年度以降の方向性（振興方策）について

2 答申内容

- (1) 平成24年度同様に、平成25年度においても村において赤岩青巖峡管理委託業務を実施すべきである。

〔付議意見〕

- ・ 携帯電話が不通で、通信手段が制約されているため、緊急時の対応について今後検討されたい。
- ・ 電気が通じていないことから、現状の管理棟や仮設トイレが設置されているが、景観面や金銭面を勘案し、今後検討されたい。
- ・ 当面の課題として、リポルト作業の問題があるが、関係者協議を取り進められたい。

- (2) 結論を平成25年度に持ち越し、継続審議すべきものと決定した。

（継続審議の理由）

2回にわたる審議会開催の結果、占冠村にとって赤岩青巖峡エリアが改めて大きな財産であることを全委員の意見や提案から確認することができたが、現地視察を行っていない中で短期的、長期的な将来の方向性を現時点において出すことが適当でないとの判断から、継続審議すべきとの結論に至った。

また、占冠村立自然公園として指定されているレクリエーションの森についても、今回の諮問を受けたエリアから除かれているものの、赤岩青巖峡エリアの活用とその振興方策を考える上で重要な関連性が認められる。2回の審議会でこれらを含めた調査検討及び審議が尽くされたとは言えず、継続した審議が必要であると判断した。